

# 講師登録規約

MICEスピーカーズビューロー(MICE Speakers Bureau in Japan)

## (目的)

●本規約は、講演等を行う方が、MPIジャパンチャプター(以下「当会」と言います)が運営するウェブサイト(以下「当サイト」と言います)に登録講師として登録し、当サイトの利用者をはじめとする講演依頼主からの依頼に基づいて講演等を実施することに関し、当会と登録講師との間の関係につき定めるものです。

## (本規約の範囲・適用・変更)

●本規約は特別の定めのない限り当会と登録講師との全ての関係に適用されるものとします。

●本規約の内容は、当会が必要と認めた場合には、登録講師の個別の承諾を得ることなく変更できるものとします。変更後の本規約は、当サイト上に表示した時点より効力を生じるものとします。

## (登録手続)

●当会は以下の募集条件を満たす方を登録講師の対象としております。

- ・講師・講演活動をされている方、また今後したいと思っている方
- ・コンサルティング業務に従事されている方、研修講師、教育関係に興味がある方
- ・その他当会が登録するに相応しいと判断する方

●登録を希望される方(以下「登録希望者」と言います)は、所定の講師登録申込フォームに必要な事項をご記入の上、所定の登録申込手続を行うものとします。

●登録希望者は、講師登録用申込フォームに正確な情報・データを記入するものとします。

●当会は、登録希望者から登録申込を受け付けた後、必要な審査を経た後に登録希望者の登録を承認します。登録が承認された場合には、担当者から登録希望者にご連絡いたします。

●当会は、審査により登録希望者の登録を承認しない場合があります。また、一旦登録が承認された場合でも、登録情報に虚偽記載等が判明した場合、その他登録講師として不適切であると判断したときは登録を抹消することがあります。これらの場合において当会はその理由を開示する義務を負わないものとします。

## (登録情報の取り扱い)

●当会が取得した登録講師の登録情報は、当会の「[個人情報取り扱いに関して](#)」に記載されている利用目的以外に利用することはありません。

●登録講師は登録情報に追加・変更があった場合には、速やかに当会に連絡するものとします。

当会は、当該連絡が遅れたことにより登録講師に生じた不利益につき一切責任を負わないものとします。

## (プロフィール・肖像等の利用)

●当会は、登録情報その他の情報をもとに、登録講師のプロフィールその他の情報(以下「プロフィール等」と言います)を作成し、これを以下の態様において利用するものとします。

- ・当サイトにおける登録講師の紹介
- ・講演依頼主等に対する提示
- ・当サイトの広告宣伝資料等への利用

●当会は、前項のプロフィールの利用に際し、あわせて登録講師の肖像を利用することができるものとします。登録講師は、当会からの求めに応じ、必要な肖像写真等を無償で提出し、又はそのために必要な肖像等の撮影に無償で応じるものとします。

●講師登録後のプロフィール・肖像等の掲載内容の修正・変更・訂正を希望する場合には、登録講師は電子メールにて当会の連絡先に連絡するものとします。

## (講演の依頼・相談手続)

●当サイトへの登録は、当サイト利用者その他の講演依頼主からの具体的な講演等の依頼・実施を確約するものではなく、当会はこれらを保証するものではありません。

●当会は、当サイト利用者その他の講演依頼主の具体的な希望等に基づき講師の確保が必要になった場合に、所定の手続に従って登録講師に連絡し、協議するものとします。

## (具体的な講演依頼・承諾の成立)

●当会が書面・FAX・電子メール等で送付する講演等の条件・内容を記載した「ご講演依頼書」に対し、当該登録講師がこれを諾する旨の意思表示をしたときに、当該登録講師に対する具体的な講演等の依頼とこれに対する承諾が成立するものとします。

●その他、講演依頼主の具体的な依頼条件については、直接講演依頼主と登録講師の間で交渉するものとします。

### (講演の実施)

●出演講師は、「ご講演依頼書」および当会の指示に従い、講演等の当日に滞りなく講演等を実施するものとします。

### (講演料・手数料の支払い)

●講演料は、出演講師が講演依頼主に請求し出演講師が受領いたします。

●当会は、講演料(源泉税控除前の金額)の15%に相当する金額を、手数料(消費税別)としていただきます。但し講師の紹介者がある場合は紹介料を支払う場合があります。

●講演料受領の際に源泉徴収が必要となる場合には、出演講師が源泉税を支払うものとします。

### (往復交通費・宿泊費等)

●講演等の会場までの往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費が発生する場合には、出演講師が講演依頼主と交渉し直接手配または受け取るものとします。

### (講演等の権利帰属)

●別段の合意をした場合を除き、講演等に伴い生じる著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)その他知的財産権は、出演講師に留保されるものとします。当会がこれらを二次利用する場合には、別途出演講師と協議の上その条件を定めるものとします。

### (保証)

●登録講師は、本規約に基づき当会の登録講師として登録されるための必要かつ正当な権限を有していること、当会によるプロフィールおよび肖像等の利用が第三者の権利を侵害しないこと、講演内容が第三者の権利を侵害するものではなくかつ合法的なものであることを保証します。

●万一、前項に関し、第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、登録講師の責任と負担においてこれを処理し、当会には一切迷惑をかけないものとします。

### (講演等中止)

●出演講師が不慮の事故や天変地異、その他予期せぬ災害、逝去などの不可抗力により講演会場に向かえない場合、急遽公職に就くことになった場合や公職に立候補することとなった場合、その他講演を行えないやむを得ない事由の生じた場合には、出演講師は直ちに当会および講演依頼主に連絡をし、その対応を協議するものとします。

●前項に規定する不可抗力の場合を除くほか、出演講師の責に帰すべき事由により、講演が中止・不可能となった場合には、出演講師はこれにより当会が被った損害の全額を賠償するものとします。

### (講演依頼主によるキャンセルについて)

●講演依頼主側の一方的に都合により講演等が所定期間を過ぎてキャンセルされた場合、出演講師は講演依頼主から所定のキャンセル料を受け取ることができる。

### (解除)

●具体的な講演依頼後であっても、登録講師の資産・信用に重大な変動が生じた場合およびそのおそれがある場合、登録講師が社会的不祥事を起こした場合およびそのおそれがあると合理的に判断される場合、その他登録講師が信頼関係に違背する行為を行った場合には、当会は何らの通知・催告を要せず、具体的な講演依頼および講師登録を解除することができるものとします。この場合において、当会は何ら損害賠償の責を負わないものとします。

### (登録期間)

●登録講師の登録期間は登録後1年間とします。登録期間満了の1ヶ月前までに当会に対して登録終了の意思表示を行わない限り、登録はさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

### (協議)

●上記に定めのない事情が生じた場合、当会と登録講師との間で協議し、誠実に処理するものと致します。

### (管轄)

●本規約に関連して万が一紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。